

化審法見直し合同委員会報告書案について

平成 20 年 11 月
厚生労働省
経済産業省
環境省

厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会において、化学物質審査規制法の見直しに関する報告書案が取りまとめられ、10月31日（金）から12月1日（月）までパブリックコメントを実施。
我が国に流通するすべての化学物質を対象に、リスク評価を段階的に進める体系へと転換を図ること等が内容。

1 化審法について

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）は、PCBによる環境汚染問題を契機に昭和48年に制定。
- 化学物質による環境汚染の防止のため、新規化学物質についての事前審査制度、化学物質の性状に応じた製造・輸入及び使用の規制等が主な内容。

2 化審法見直しにかかる審議の経緯について

- 平成20年1月より、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会による審議開始。これまで合同委員会を3回開催。
- 報告書案について、10月31日から12月1日までのパブリックコメントを実施。その後、最終報告書を取りまとめ予定。

3 委員会報告書案に示された見直しの方向性について

- 現在の制度は相応の役割を果たしているものの、既存化学物質（化審法制定当時我が国に流通していた化学物質、約2万種。）の安全性評価が十分になされないまま製造・使用されている現状を踏まえ、基本的にすべての化学物質を対象としてリスク評価を段階的に進めていく体系へと転換。
- すべての化学物質について、一定量以上の製造・輸入量の届出を義務化。届出情報を用いてスクリーニング評価を行い、「優先評価化学物質」（仮称）を絞り込み。それらの物質について、事業者の協力のもとで安全性情報を段階的に収集し、国としてリスク評価を実施。
- リスクが高いと判断される物質の製造、輸入、使用等を規制。
- 2020年までに、全ての化学物質について一通りの対応を終える。